

日本における会社法改正の動向

名古屋大学教授 浜田道代

目 次

- 一 はじめに
- 二 株式会社法制の変遷の軌跡
- 三 近年の会社法改正における主要な内容

一 はじめに

日本の会社法は、現在、激しく変わりつつある。本報告では、大規模で公開的な株式会社の企業統治問題に重点を置きながら、日本における会社法改正の動向の一端をお伝えしたい。

はじめに、日本会社法の全般的な状況を見ておこう。

会社法の規定は、「商法」の第2編「会社」に含まれている。第2編は、会社の意義と種類、その他若干の通則を定めた（総則）後、3種類の会社（合名会社、合資会社、株式会社）の仕組みを規定し、外国会社について定め（外国会社）、かつ制裁規定を設けている（罰則）。有限会社に関しては、「有限会社法」が規定している。4種類ある会社形態のうち、全社員が無限責任を負う「合名会社」や、主要社員が無限責任を負う「合資会社」は、今日ではほとんど使われず、過去の会社形態となりつつある。これに対し、中小企業向けに設計された有限会社形態の利用は、数の上では最も多い。株式会社が約106万社であるのに対し、有限会社は約140万社である¹。日本では、株式会社であっても実体は同族的な中小規模の企業が、数の上では圧倒的である。そのため、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）」は会社を大中小の規模別に区分し、大会社に関する特例と小会社に関する特例を規定している。大会社は「資本金5億円以上または負債総額200億円以上」の株式会社であり、その数はおよそ1万社程度であろう²。経済的に大きな機能を担っているのは、証券市場に上場されている大規模な株式会社であり、その数は約3500社である。これらの公開会社に関しては、1948年にアメリカ法に倣って制定された「証券取引法」もまた、重要な役割を果たしている。

二 株式会社法制の変遷の軌跡

(一) 日本会社法制の出発点

日本では、1868年の明治維新の前後から会社制度が移植されるようになり、急速に根付いていった。しかしそれを支える法的基盤は、長らく脆弱なままであった³。一般的な会社法は、1890年公布の旧商法に始まる。これは、一人の学識あるドイツ人に起草してもらった草案を基礎に制定されたものであり、その内容は1861年ドイツ普通商法典など、当時のヨーロッパ大陸の会社法制から多くを学んだものであった⁴。旧商法に対しては、公布の直後から、国粹的な感情をもまじえた反対論が沸き起こった。そのため施行が延期され、改めて日本人起草者たちの手で、新商法が起草されることとなった。その間、旧商法も一部修正の上、1893年に施行された。新商法が公布され施行された時には、20世紀も目の前の1899年となっていた⁵。

このような経緯を経て制定されたのが、現行の商法である。制定当初の段階で、この新商法に盛り込まれていたのは、基本的にはやはり、ドイツ法系ないしヨーロッパ大陸法系に属する会社法制であった。

株主総会は、最高、かつ何でも決議しうる万能の機関とされた。株主総会で、3人以上の取締役を選任する。会社の業務執行は取締役の過半数で決するが、しかし各人が会社代表権を有するものとされた。他方、株主総会で選任された監査役が、会社財産および取締役の業務執行を監査する。監査役は取締役や支配人を兼任できない。株式はすべて額面株式で、その金額は均一とされ、額面と株式数の乗数が資本金である。会社債権者等を保護するために、資本の充実・維持が厳格に求められる。会社による自己株式の取得は、禁止される。資本の総額と一株の金額は定款記載事項であるから、増資や減資は定款の変更を要し、したがって総会の特別決議を必要とする。減資の際には、債権者に異議を述べる機会も提供しなければならない(債権者保護手続)。

なお、旧商法が株式会社設立に免許主義を採用したのとは異なって、新商法は制定当初から設立準則主義を採用した。また、会社の合併を広く許容するという、当時の世界最先端の政策を当初から導入していたのも、新商法の特色に数えられよう。

(二) 20世紀前半の改正

新商法が定める株式会社法制は、当時としては相当に整備された内容を有しており、その後の日本経済の発展に大いに役立った。もっとも、1907年に始まる不況期に目立つようになった不備

を補うべく、1911年には、取締役や発起人の責任に関する規定を整備する等の改正が行われた⁶。また、1927年に日本を襲った深刻な金融恐慌や、さらには1929年に始まる世界恐慌が日本に及ぼした打撃に日本社会が喘ぐ中で、会社法の改正が目論まれることとなり、その努力が1938年改正として結実した。しかし、改正の内容は、厳しい経済社会状況を背景としていたに於いては、自由主義的、個人主義的な立場を離れるものではなく、株主総会中心主義を捨て去るものでもなかった⁷。なお、有限会社法は、この時点で制定された。

(三) 戦後の再出発

日本の株式会社法制が大きく変わったのは、第二次世界大戦後である。アメリカの占領下で、大規模な戦後改革が進められた。会社法にあっても、ヨーロッパ大陸的な土台に、アメリカ法的な要素が接ぎ木された。まず1948年に、それ以前は株金分割払込制度が許容されていたのが、全額払込制に切り替えられた⁸。次いで、1950年に、大改正が行われた⁹。授權資本制度が採用されたこと、取締役会制度が導入されたこと、株主の権利が種々の点で強化されたことの3点が、とりわけ重要であった。

すなわち、第一に、取締役会制度が導入され、取締役会において取締役の中から代表取締役に選任された者だけが、会社代表権を有するものとされた。取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する。となれば、従来のような、取締役の業務執行を監査する監査役は不要であろうと考えられた結果、監査役は会計監査のみを担当することになった。

第二に、授權資本制度が採用され、資金調達の便宜が図られた。定款で授權された発行枠内であれば、原則として取締役会の決定により新株を発行しうる。定款で取締役会に授權しうる新株発行枠は、発行済株式数の4倍までである。この改正は、取締役会に大きな権限を授權することを認めるものであり、大規模公開会社の株式発行市場のあり方に、次第に大きな影響を及ぼすようになった。

第三に、株主の権利が種々の点で強化された。株主総会とはいえば、商法と定款に定める事項に権限が限られることとなり、最高機関ではあっても万能ではなくなった。しかし、個々の株主には、代表訴訟の提訴権や違法行為差止権が認められた。株主の帳簿閲覧権も強化された。合併などの基本的変更をなす決議に関しては、反対する株主に、自己の持株を、決議がなされなかったならば有したであろう公正な価格で会社に買い取ってもらえるという、株式買取請求権が認められた。株式の自由譲渡性も徹底された。

(四) 20世紀後半の変遷の経緯

1950年改正の後は、それに伴って生じた混乱やきしみを解決したり、足りなかった部分を補充したりする部分的な改正が、1955年、1962年、1966年と、相次いで行われた¹⁰。

戦後の高度成長時代を迎えて、順風満帆に見えたのもつかのま、1960年代の後半になると、企業の大型倒産が続き、粉飾決算の弊害などが露呈した。その反省に立って、機関構成のあり方につき再検討が行われた。その結果、大規模な株式会社に関しては監査役による監査体制を強化するという方針の下に登場したのが、1974年制定の商法特例法である¹¹。大会社と中会社の監査役は再び、業務監査をも担うこととなり、そのための調査権限等が強化された。さらに、証券取引法に基づき戦後導入された、専門職業的資格を有する会計士による監査制度が、商法上もこの時点で、大会社にのみ要請される「会計監査人」の制度として導入された。

さて、このようにしばらくの間、部分的な改正ばかりが重ねられてきたところから、株式会社法についてそろそろ根本的な再検討を加え、全面的改正を行うべきとの考えが強くなった。そこで、会社法全般にわたって計画的に審議が行われた成果が、1981年改正と1990年改正である¹²。1981年には、総会運営の適正化を図り、書面投票制度を導入し、監査制度をいっそう充実する等々、多岐にわたる改正が行われた。1990年には、一人会社を設立段階から許容し、株式会社に最低資本金制度を導入する等の改正が行われた。

以上の改正によって、会社法改正は一段落したかに見えた。しかし、実際にはその後も、1993年、1994年、1997年（5月、6月、12月の3回）、1998年、1999年、2000年と、会社法の改正が、以前にも増す勢いで続けられることとなった。さらに2001年には、質量ともに重い改正が、6月・11月・12月と3回にわたって行われるという、空前の状況に立ち至った。そのうえ、次回改正の要綱案も、今年早々に取り纏められており、近々この商法改正法案が国会を通ることが期待されている。

以下本報告では、これら近年の改正の主要な内容を、とりわけ2001年に行われた3回の改正と次回改正の要綱案に焦点をあてつつ、分野別に見ていくことにしよう。

三 近年の会社法改正における主要な内容

(一) 会社組織再編法制の整備

近年の一連の改正によって、会社の組織再編を円滑に行うための法的基盤整備が、精力的に進められた。

前述のように現行商法は、制定当初から合併制度を盛り込んでいたところ、これを現代化するための大幅な改正が、1997年6月に行われた（商法409条～416条。以下本稿において条文だけを示す場合は商法を指す）¹³。

次いで、株式交換や株式移転の制度が、1999年改正により創設された（352条～372条）創設された（352条～372条）。これらの制度は、合併による規模拡大よりも、持株会社や親子会社関係を通じて企業集団を編成した方が適合的な事態に柔軟に対応できるように、完全親子会社関係を、合併に準じる手続により創設することを認めるものである¹⁴。

さらに、2000年改正により、会社分割制度が創設された（373条～374条ノ31）。これは、合併とは逆に、会社事業を分割して複数の会社に包括承継させるための手続である。¹⁵

以上の一連の改正により、日本の会社は企業再編を、関係者の利害を比較的合理的に調整しながら、機動的弾力的に推進できるようになった。現在ではこれらの制度が、長期不況からの脱出を図るために大いに活用されている。

（二）会社関係書類の電子化・電子投票・計算書類のインターネット公開

2001年11月の改正により、会社が作成すべき書類や、書面による通知、請求などを電子化しうるものとするための措置が、盛り込まれた（204条ノ2・224条・232条・263条等多数）¹⁶。一見技術的な改正ではあるが、将来大きな変化をもたらす可能性を秘めている。とりわけ、株主が総会での議決権行使を電子投票でなしうることを、取締役会決議で認めうるものとした改正は（239条ノ2・239条ノ3）、利用の工夫如何によっては、会社と株主間の関係の有りに大きな影響を与える。さらに、株式会社は貸借対照表などの計算書類を、定時総会後に新聞紙や官報で公開しなければならないとされているが、これについても、会社のホームページ等を利用してよいことになった（283条）。情報通信革命の進展を積極的に生かしながら会社経営を進めるべく、これらの改正が積極的に活用されることを期待したい。

（三）株式制度・資本制度に関する規制緩和

株式制度や資本制度に関する規制緩和が、近時の改正により大きく進められた¹⁷。

額面株式制度は、額面を大幅に上回る市場価格での新株発行が一般的になったことや、1950年改正により無額面株式制度が並行的に導入されたことに伴って、その意義がいよいよ薄まってきていたところ、ついに2001年6月の改正によって完全に廃棄されるに至り、無額面株式制度への一本化が実現した。株式分割や株式併合の規定も、簡明になった（214条～220条ノ6）。株式の単位

が大きくなりすぎた場合は、取締役会の決議で株式分割をなしうる。小さくなりすぎた場合は、株主総会の特別決議で株式併合をなしうる。端株制度に関しても、自由化・合理化が進められた。また、一定数の株式をまとめて有しない限り議決権が認められないという、単元株の制度を採用することも選択できる(221条)。現在では、市場の状況、資金調達の便宜、株主管理費用等を勘案しつつ、株式の単位としての大きさを常時適切に保つのは、それぞれの会社の自由であり、責任である。法は、干渉しない。

資本金は、株式発行価額の総額であるのが原則であるが、発行価額の2分の1までは資本準備金とすることができ(284条ノ2・288条ノ2)、通常はこれが限度いっぱい活用されている。資本準備金と利益準備金からなる法定準備金も、配当が許されない(290条)。しかし2001年6月の改正により、資本金の4分の1相当額を控除した額を限度に、法定準備金を株主総会の普通決議により減少し(289条。なお、288条も改正)、配当可能限度額を増やすことが認められた。ただし、債権者保護手続が必要とされる。株主総会の特別決議と、債権者保護手続を経れば、資本減少も可能であり(375条・376条)、これによって配当可能限度額を増やすこともできる(旧288条ノ2第1項4号の削除)。これらの改正の結果、会社は、十分な収益を上げられない余剰資金を株主に返却して株主資本利益率を高めることが、容易になった。日本会社法は現在では、資金調達の便宜だけでなく、資金返却の便宜をも図るものとなっている。

さて、2001年6月の改正により、自己株式取得規制が、原則許容の立場に変更された(金庫株の解禁)¹⁸。前述のように、現行商法は制定当初、会社による自己株式の取得を禁止していた。1938年改正はこの禁止原則に僅かな例外を認めるに至り、その後の改正は例外を次第に広げていった。1994年改正は、例外を大幅に広げた¹⁹。しかし、弊害防止のための手当てが満載された結果、関連の規定は複雑化した。2001年6月の改正は、その合理化・簡明化を進めた。改正法によれば(210条)、会社は、配当可能限度額の範囲内で、1年内に買受け可能な自己株式の枠を、定時総会の決議により定めておくことができ、その範囲内であれば目的の如何を問わず、自己株式を買受けすることが許される。ただし、株主に持株を会社に売り渡す機会を均等に保障するために、会社による自己株式の買受けは市場で行うか、あるいは株式公開買付けの方法によらなければならない、とされた。特定の株主から相対取引で買受けすることもできるが、その場合は株主総会の特別決議が必要であり、かつ他の株主にも持株を会社に売り渡す均等な機会を提供しなければならない。会社は自己株式を買受けることによって、余剰資金を株主に返却しつつ、社外に出回る株式の数を減らすことができる。買受けした自己株式は、取締役会の決議により消却してもよい(212条)、そのまま会社が保有してもよい。ただし、自己保有株式は議決権もなければ(241条)、配

当も受けられず(293条)、会社資産として計上されることもない(計算書類規則34条4項参照)。自己保有株式を処分する際には、新株発行に準じる規制に従う(211条)。自己保有株式は、合併や株式交換、会社分割の際に新株発行に代えて移転するという形で、企業再編時に生かすこともできる(409条ノ2・356条・374条ノ19)。

2001年11月の改正により、ストック・オプションやワラントが、新株予約権という一般的な概念で統一的に規制されることになった(280条ノ19~280条ノ39、341条ノ2~341条ノ5)。ストック・オプション制度は、取締役や使用人に対する業績連動型の報酬の一形態として、その導入が経済界からかねてより要望されていたところ、議員立法という、日本の商法改正にとっては初めての方法によって、1997年5月にそれが急遽導入された²⁰。しかもその後、1998年、2000年と、それに修正が加えられた。このように、必要性が叫ばれる都度、慌ただしく立法が重ねられてきた結果、規定が複雑になり、調和を欠く部分もあるという事態に陥っていた。そこで、新株引受権付社債(ワラント債)に関する規定等も含めて、規定の整理が行われ、かつその利用可能性が大幅に上げられた。

その他、2001年11月の改正によって、種類株式制度に関しても大幅な規制緩和が行われ、無議決権株式や議決権制限株式の利用可能性が上げられた(222条)。たとえばトラッキング・ストックの設計も容易になった。また、次回の改正により²¹、株式譲渡制限会社に関してのみであるが、取締役および監査役の選任・解任について内容の異なる種類株式を発行することも認められようとしている(要綱第一)。

(四) 取締役・監査役の責任の追及・責任の軽減

規制緩和が進められ、経営者の権限がますます拡大されるのに伴って、経営者の法的責任を事後的に問うべき場合も、ますます増大しがちとなる。前述のように日本では、1950年改正により、株主代表訴訟制度が導入された。しかしそれは、その後長らく、利用も濫用もあまりなされない状況が続いた。ところが、1993年の改正により²²、株主代表訴訟を提起する際の手数料が、訴額の如何を問わず一律8200円とされると、折しも、バブル崩壊によって会社の不祥事が露呈してきた時期と重なったこともあり、代表訴訟は一転、大いに活用されるようになった。現実にも幾つかの著名な判決が下されている。とりわけ、取締役が賄賂を贈ったり、総会屋に利益を供与したりした事件の場合は、被告取締役に厳しい損害賠償責任が認められているか、あるいは厳しい責任を認める内容の和解でもって解決をみている。なお、いわゆる総会屋と呼ばれる特定の株主などに、会社が隠れて利益を供与するという、悪質な利益供与事件が相次いで発覚したことを受け

て、1997年12月には利益供与に関する罰則を強化する改正も行われた。

今日、日本の会社法において、株主代表訴訟により取締役の民事責任が追及されやすくなっていることは、取締役の違法行為を牽制するうえで、大きな役割を果たしている。しかし他方では、取締役たちは、業務執行に際しての僅かな不注意により、一生かかっても払いきれないほど高額な賠償責任を負わされるかもしれない、という不安に怯えなければならないことが懸念されるようになった。そこで、2001年12月には、取締役や監査役の責任が軽過失に基づく場合に限り、一定範囲での責任軽減を可能とする改正が、これまた議員立法によって行われた(266条7号~23号の追加)²³。

これによれば、責任軽減の限度額は、代表取締役は報酬等の6年分まで、取締役は4年分まで、社外取締役と監査役は2年分までである。軽減の方法は、3種類定められた。一つは、株主総会の特別決議に基づくものである。取締役は、監査役全員の合意を得て、責任の一部免除の議案を株主総会に提出する。第二は、責任の一部免除を取締役会決議でなしうる旨を、定款で規定しておくものである。この場合には、定款変更の際にも、取締役会の決議の際にも、監査役全員の同意を得なければならない。取締役会が責任免除を決議した場合は、遅滞なく株主に事後報告し、異議を述べる機会を与えなければならない。議決権の3%以上を有する株主が異議を述べれば、免除の効果は生じない。第三の方法は、定款の定めに基づき、社外取締役との間で、責任を限定する契約を事前に締結するものである。定款変更の際には監査役全員の同意を得なければならないが、株主総会における事後報告も必要とされるが、この場合は報告だけでよい。社外取締役への人材調達を容易にするために、格別な配慮がなされているのである。なお、社外取締役であることは、登記事項である(188条2項7号ノ2)。社外取締役の定義は、「非業務執行取締役であって、過去にその会社または子会社の業務執行取締役または支配人その他の使用人となったことがなく、かつ現に子会社の業務執行取締役またはその会社もしくは子会社の支配人その他の使用人ではない者」とされる。

2001年12月の改正は、代表訴訟制度に関しても、部分的な修正を施している(267条~268条)。とりわけ、訴訟上の和解による取締役の責任の免除について規定を整備した点が、有意義であるといえよう。

(五) 監査役制度の改革・取締役会制度の改革

2001年12月の改正は、監査役制度に関しても、いっそうの充実を図った。

前述のように1974年改正により、日本の会社法が監査役による監査体制を強化する道を採用し

て以来、日本では会社不祥事が大きな社会問題となる度に、とりわけ大会社につき、監査役制度のいっそうの強化が重ねられてきた。1981年改正は、大会社では監査役は2名以上でなければならず、互選で常勤の監査役を定めなければならないとした。同改正はまた、監査役の権限と責任を一段と大きくした。監査役の報酬と費用を確保するための規定も設けた。1993年改正は、監査役の任期を2年から3年に延長した。大会社に関しては、監査役は3人以上で、そのうち1人以上は、いわゆる社外監査役（その就任の前5年間は、会社またはその子会社の取締役または支配人その他の使用人でなかった者）でなければならないとした。また、監査役全員で監査役会を組織するものとし、監査役会の権限や運営に関する規定を設けた。

このように、日本では監査役制度が度々強化されてきたにも拘わらず、なお大きな問題が残されていた。すなわち、誰が監査役を選ぶのか、という問題である。法律上は監査役は、株主総会で選任されることとなっている（280条、254条）。しかし、大規模な公開会社の株主総会は、事実上は、会社提案を承認するだけであることがほとんどであるから、会社提案の具体的な内容を決定する権限が誰にあるかが重要となる。株主総会の招集権限は、原則として取締役会にある（231条）。これを根拠に、監査役選任議案の決定も、取締役会の権限であると解されてきた。後述のように、取締役会の実権は代表取締役が掌握している。その結果、監査役に監査されるべき代表取締役が、監査役の候補者を指名するのが、実態となってしまった。

2001年12月の議員立法による改正は、この問題に照準を合わせた点で、大きな意義がある。改正法によれば（商法特例法18条3項）、大会社において取締役が株主総会へ監査役選任の議案を提出する際には、監査役会の同意を得なければならない。監査役会の決議により、監査役選任議案の提出を取締役に求めることもできる。改正法はさらに、社外監査役の定義を厳格にするとともに²⁴、監査役の半数以上が社外監査役でなければならないとした（商法特例法18条1項）。ただしこの点に関しては、施行が3年間猶予されている（附則1条）。改正法はまた、大中小会社のいずれに関しても、監査役の任期を4年とした（273条）。その他、監査役の取締役会への出席を義務化し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない、とした（260条ノ3）。監査役の辞任に関する意見陳述権についても、新たな規定を設けた（275条ノ3ノ2）。

ところで、日本では現在、会社統治の実効性を高める方策が、もう一つ用意されようとしている。次回の会社法改正は、取締役会制度の改革の方に照準を合わせている。

株式会社法上、取締役会は「会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する」と規定されている（260条）。しかし日本では、ほとんどすべての大規模公開会社において、取締役会は会社の業務執行担当者たちによって構成されている。そのため、取締役会の実権は、業務執行の

指揮命令権を有する代表取締役が、事実上掌握している。したがって、取締役会が代表取締役の業務執行を監督することは、構造的に難しくなっている。会社統治の実効性を高めるうえで、最大の問題はここにある。そうである以上、取締役会制度の改革が目指すべき方向は、執行と監督の機能分離である。

改正案によれば（要綱第十一）、大会社は、定款で定めることにより、「委員会等設置会社」になることを選択できる（その旨は登記される）。これを選択すると、会社は、「指名委員会」、「監査委員会」、「報酬委員会」の三つの委員会、および「執行役」を置かなければならない。委員会等設置会社では、業務執行は執行役が担当する。取締役は業務執行を担当できない（もっとも、取締役と執行役の兼任は可能である）。会社代表権を有するのは、代表執行役である。監査役は置かれない。代表執行役やその他の執行役の選任・解任は、取締役会の決議による。委員会等設置会社の取締役会は、会社業務を大幅に、執行役の決定に委ねることができる。取締役会は、監督機能の方を十分に果たすことが期待されているのである。

三つの委員会は、それぞれ取締役3人以上で組織され、かつその過半数は、社外取締役でなければならない。監査委員会を組織する取締役に關しては「当該会社もしくは子会社の執行役・支配人・その他の使用人、または子会社の業務執行取締役であってはならない」という制約も課される。委員会の編成は、取締役会の決議による。各委員会には、それぞれ固有の任務がある。指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任議案の内容を決定する。監査委員会は、取締役・執行役の職務執行を監査する。監査のための権限も、通常の大会社における監査役の権限に比較的近い形で規定されることとなっている。監査委員会は、会計監査人の選任・解任・不再任の議案の内容も決定する。報酬委員会は、取締役・執行役が受ける個人別の報酬内容を決定する。

委員会等設置会社にあつては、会計監査人および監査委員会による監査の結果、適正であるとの意見が得られれば、利益処分や損失処理をも、取締役会の決議のみで行いうる。委員会等設置会社の株主総会は、取締役の報酬を決定する権限もない。もっとも、一般の会社の取締役の任期が2年以内とされるのに対し、委員会等設置会社の場合は、取締役も執行役も、任期は1年とされる。再任は可能であるが、定時総会において毎年、株主からの信任が確認されなければならない。委員会等設置会社においては、取締役・執行役の法的責任は、いくらか軽減される。

以上に述べたところから明らかなように、委員会等設置会社の機関構造は、アメリカにおいて20世紀最後の4半世紀に発展を遂げた会社統治の構造を、相当に意識したものとなっている。もっともアメリカでは、会社統治構造の改革は、会社法改正によって推進されたわけではない。アメリカの改革を猛追したイギリスの改革にあつても、証券取引所の上場基準等の自主規制が大きな

役割を果たしている。これに対し日本は、会社法の改正により、新たな選択肢を提示することによって、会社統治の実効性を高める改革に弾みをつけようとしている。もっとも、法改正によって取締役会改革を強制するのではなく、選択肢を提供するに止めることによって、各会社内の自主的改革を尊重する姿勢を採ろうとしている。

次に予定されているこの商法改正が実現したとして、実際にどの程度の割合の公開会社が委員会等設置会社を選択することになるであろうか、関心の持たれるところである。これを選択した会社が成果を上げ、市場で評価されることによって、追随する会社が増えていくことが期待される。他方、委員会等設置会社になることを選択しない会社であっても、大会社はすべて、2001年12月の改正によっていっそう強化された監査役規定の適用を受ける。3年後からは、社外監査役が半数以上であることも、求められる。監査役制度をいっそう強化しつつ、取締役会改革を独自の工夫により進めることによって、会社統治の実効性を高めようとする会社が増えていくこともまた、期待されることである。

¹ 国税庁のホームページに掲載された、2000年分の会社形態別法人数のデータによる。なお、デイリー六法2002年版、付録図1、組織別法人数の推移（1903年～1999年）参照

² 国税庁企画課「税務統計からみた法人企業の実態」（1999年分）161頁（2000年）によれば、資本金5億円以上の株式会社は9087社である。

³ この時期の状況につき、浜田道代「『会社』との出会い」浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開』（北澤正啓先生古稀祝賀論文集）（商事法務研究会、1999年）2頁～42頁、参照。

⁴ 旧商法に関しては、伊藤紀彦「近代的会社法の出発」北澤先生古稀祝賀・注（3）前掲46頁～76頁、参照。

⁵ 新商法制定の経緯等に関しては、今井潔・浅木慎一「法典論争と国産会社法の成立」北澤先生古稀祝賀・注（3）前掲79頁～122頁、参照。

⁶ 1911年改正に関しては、藤井信秀「日露戦争後の経済発展への対応」北澤先生古稀祝賀・注（3）前掲125頁～150頁、参照。

⁷ 1938年改正に関しては、浅木慎一「大正パブルの崩壊と経済的矛盾の露呈」北澤先生古稀祝賀・注（3）前掲152頁～200頁、参照。

-
- ⁸ 1948年改正に関しては、池野千白「戦後会社法への第一歩」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲206頁～216頁、参照。
- ⁹ 1950年改正に関しては、中東正文「GHQ相手の健闘の成果」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲218頁～287頁、参照。
- ¹⁰ これらの改正に関しては、浜田道代「新株引受権騒動への緊急対策」、森光雄「高度経済成長と計算規定の近代化」、戸川成弘「高度経済成長と開放経済体制への移行」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲292頁～361頁、参照。
- ¹¹ 1974年改正に関しては、上田純子「日本的機関構成への決断」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲369頁～412頁、参照。
- ¹² これらの改正に関しては、北澤正啓「会社法根本改正の計画とその一部実現」、同「大小会社区分立法の計画とその一部実現等」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲426頁～508頁、参照。
- ¹³ 1997年6月の改正に関しては、菊池洋一「平成九年改正商法の解説(～)」商事法務1462号2頁、1463号7頁、1464号20頁、1465号42頁(1997年)、参照。
- ¹⁴ 1999年改正に関しては、原田晃治「株式交換等に係る平成十一年改正商法の解説(上・中・下)」商事法務1536号4頁、1537号4頁、1538号4頁(1999年)、参照。
- ¹⁵ 2000年改正に関しては、原田晃治「会社分割法制の創設について(上・中・下)」商事法務1563号4頁、1565号4頁、1566号4頁(2000年)、参照。
- ¹⁶ 2001年11月の改正に関しては、前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説(上・下)」商事法務1606号4頁、1607号67頁(2001年)、参照。新旧対照条文は、商事法務1608号12頁以下に掲載されている。
- ¹⁷ 2001年6月改正に関しては、原田晃治＝泰田啓太＝郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説(上・中・下)」商事法務1607号4頁、1608号89頁、1頁、1609号4頁(2001年)、参照。
- ¹⁸ 2001年6月の自己株式取得規制の改正につき基本的な論点を検討するものとして、藤田友敬「自己株式取得と会社法(上・下)」商事法務1615号4頁、1616号4頁(2001年)。
- ¹⁹ 1994年改正に関しては、北澤正啓「自己株式取得規制の緩和」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲525頁～535頁、参照。
- ²⁰ 1997年5月の改正に関しては、北澤正啓「合併法制の整備、ストック・オプションの導入等、および罰則の強化」北澤先生古稀祝賀・注(3)前掲551頁～557頁、参照。
- ²¹ 次回に予定されている商法改正の法律案要綱に関しては、前田庸「商法等の一部を改正する法律案

要綱の解説」商事法務 1621 号 4 頁、1622 号 4 頁（なお、以下の号にも続く予定）（2002 年）、参照。

²² 1993 年改正に関しては、北澤正啓「日米構造問題協議関連の改正と社債法の全面改正」北澤先生古稀祝賀・注（3）前掲 510 頁～523 頁、参照。

²³ 2001 年 12 月の改正の新旧対照条文は、商事法務 1614 号 5 頁以下に掲載されている。

²⁴ 改正前は、前述のように、就任前 5 年間のみ会社関係者ではなかったことが求められていたのに対し、改正法は「5 年間」の限定を取り払った。